

次世代育成支援対策推進法に基づく

広島県土地家屋調査士会 行動計画

(平成26年1月1日策定)

当会は、当会の職員が安心して働き続けることができるような雇用環境の整備を図り、仕事と子育て・介護を両立させるため、次のように行動計画を策定する。

(期 間) 平成26年1月1日～平成31年12月31日

(目 標) 雇用環境の整備に関するもの

妊娠中や出産後の女性職員の健康確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施する。

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備するため、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。

育児・介護休業法に基づく育児休業又は育児短時間勤務制度の適用、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を行う。

育児・介護休業法に基づく介護休業又は介護短時間勤務制度を適用し、諸制度の周知を行う。

年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。